



目次

告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (")	1
○保安林の皆伐面積の限度 (")	1

告 示

高知県告示第650号

高知県議会定例会を、平成28年12月8日に高知県議会議事堂に招集する。

平成28年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第651号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市竹屋敷立石1134の3、1134の5、字ゴラソノ平1135の18
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供す

る。）

高知県告示第652号

平成28年10月農林水産省告示第580号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を東洋町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
安芸郡東洋町野根丙2319番口号地
イ 氏名
百々 米
 - ア 登記簿記載の住所
徳島県海部郡川西村大字野江字西ノ内31番地1
イ 氏名
百々 輝郎
 - ア 登記簿記載の住所
東京都港区南青山五丁目12番24-208号
イ 氏名
古川 上子
 - ア 登記簿記載の住所
大阪市北区天満四丁目14番4-1103号
イ 氏名
中村 邦子
 - ア 登記簿記載の住所
東京都世田谷区等々力六丁目37番19-203号
イ 氏名
島本 泰治
 - ア 登記簿記載の住所
安芸郡東洋町白浜19番屋敷
イ 氏名
明神 通天
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東洋町（次の図に示す部分に限る。）
イ 保安林として指定された目的
潮害の防備
ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
 - ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東洋町（次の図に示す部分に限る。）
イ 保安林として指定された目的
魚つき

ウ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第653号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成28年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成28年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	26.74	469.94
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	749.02	181.31
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	178.10
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	754.95	106.47
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,423.70	77.34
7 鏡川	高知市の一部	163.98	8.94
8 本川地区	いの町の一部	589.21	20.28

9	仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町 の一部 仁淀川 町 佐川町 越 知町 日高村	588.39	122.93
10	新荘川	須崎市 中土佐 町の一部 津野 町の一部	105.01	122.28
11	四万十 川上流	中土佐町の一部 構原町 津野 町の一部 四万 十町の一部	1,464.36	194.75
12	伊与喜 川	黒潮町の一部	43.66	48.64
13	四万十 川	宿毛市の一部 四万十市 四万 十町の一部 三 原村の一部	1,318.23	363.57
14	大方地 区	黒潮町の一部	76.02	79.30
15	松田川	宿毛市の一部	115.79	161.16
16	下ノ加 江川	土佐清水市のう ち下ノ加江 三 原村の一部	42.27	38.68
17	土佐清 水地区	土佐清水市(下 ノ加江を除 く。) 大月町	195.34	159.90
計			7,943.19	2,336.07

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	干害防備保安 林
1 安芸林業事	室戸市 安芸市 東洋町	6.44

務所管内	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	
2 中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.16
5 須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町	10.66
6 幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.78
計		34.18

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事 務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	36.90
2 中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	43.10
4 中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.96
5 須崎林業事	須崎市 中土佐町 構原町	3.90

務所管内	津野町 四万十町	
6 幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計		109.24